

はじめに

日本古来の刀は美術品として価値の高いものが多く、今日では国民の文化的遺産として大切に保存されていますが、その所持等が「銃砲刀剣類所持等取締法」（略称「銃刀法」）によって銃砲とともに一括して規制されているため、言葉の印象から、持つ人の資格が問われる猟銃等の所持許可や、一般人が持つことそのものが禁止されているけん銃等の武器と混同されているくらいがあります。刀は登録審査によって美術的価値が確認されれば、誰でもこれを所持することができるのです。

もちろん登録を受けた刀であっても、所有者変更の際の届け出の義務や、所持に関しても変装刀剣類の禁止や、むやみな携帯等についての規制があり、守らなければならないことはたくさんあります。

そこでこの『やさしいかな』では、難しいと思われる刀に関する法律問題を中心に、質問・回答を交え、初心者にもわかりやすく解説し、より理解を深めていただこうとするものです。

紙数の関係ですべてを網羅するには至っておりませんが、ここに取り上げることとは、刀を持つという人にとっては最低限の常識とも言えることばかりです。

わが国の長い歴史の中で大切に伝えられてきた刀を正しく後世に伝えることは、現代に生きるわれわれの使命です。そのためにも、正しい知識を身につけることをお勧めします。

も く じ

刀の豆知識 刀剣の種類と各部の名称	3
＜刀の発見から登録まで＞	5
登録証の交付	7
＜登録に関するQ & A＞	8
＜刀の真偽と価格評価について＞	12
刀剣の真偽	12
刀剣の価格評価	13
＜刀の売買・譲渡について＞	13
刀を買いたい	13
刀を売りたい	14
刀に関するQ & A	14
＜刀剣類に関する法律＞	18
銃砲刀剣類所持等取締法（抜粋）	18
一、刀剣類の定義について	18
二、登録について	18
三、登録証について	19
四、登録証の返納について	19
五、登録を受けた銃砲又は刀剣類の譲受、相続、貸付又は 保管の委託の届出等について	19
六、発見及び拾得の届出について	20
七、登録証の携帯等について	20
銃砲刀剣類登録規則（抜粋）	20
鑑定の基準について	20
刀剣類発見届取扱要領（要点）	21
刀剣類に関する罰則（抜粋）	22
あとがき	23
都道府県教育委員会連絡先一覧（銃砲刀剣類担当）	

刀の豆知識

刀剣の種類と各部の名称

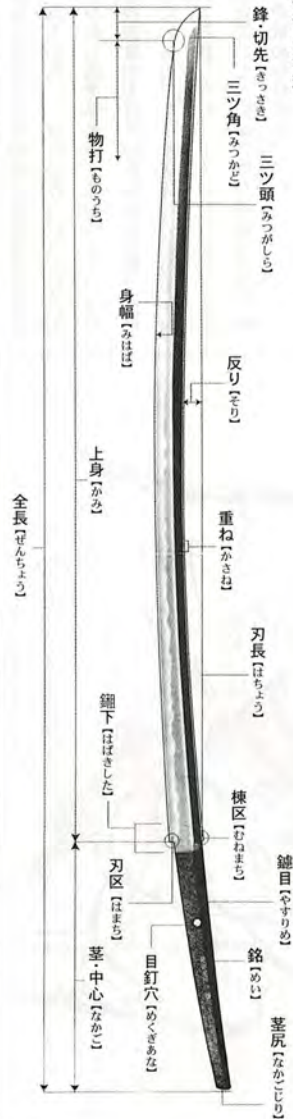
一口に「刀」あるいは「日本刀」と言っても、作られた時代や用途などによって、さまざまな違いが見られます。日本刀は太刀・刀・脇指・短刀に大別することが出来ます。

まず太刀と呼ばれるものは、刃を下に

して腰に吊す（これを「佩く」と言う）様式です。平安時代の中ごろから室町時代の初めにかけて多く作られました。刃長60cm以上で、太刀とは逆に刃を上にして差すものが刀です。侍は大小を腰に差しますが、長い方が刀で、短いのが

脇指です。刀は太刀に代わって、室町時代から江戸時代末まで使われました。脇指は刃長30cm以上、60cm未満のものを言います。この中でも比較的寸法の長いのを長脇指、一尺二、三寸のものを小脇指と呼ぶことがあります。短刀は30cm未満のものを言います。俗に「あいくち」と呼ばれるものは短刀の種類ではなく、主に短刀に付ける外装（合口拵）の形態を指します。このほか、刀剣の種類には剣・槍・薙

各部の名称



刀などもありますので、覚えておきましょう。

日本刀は世界に誇る美術品です。姿形の優美さや刃文・地鉄の美しさは、比類のないものです。ただし、これを手に取って鑑賞したり、手入れを行ったりする際には、これにふさわしいルールとマナーが求められます。

刀身の部分には絶対に素手で触れないよう注意しましょう。万一触ったりしますと、思わぬ怪我をしたり、刀に錆を付けてしまう原因になります。

また、刀は何と言っても、湿気と防虫剤を嫌います。もう一度刀の保管場所を確認し、適切な保存を心がけましょう。



刀の発見から登録まで

わが国には平成二十三年度末までに、延べ二百四十九万五千二百三十四点の刀剣類が登録されていると言われていました。新規に登録される刀剣類の数は、文化庁が把握しているところによると、昭和五十三年度の三万六千七百五十九点を境に年々減少傾向にありますが、それでも年間一萬点を上回っています。

刀の登録は、決して難しいものではありません。

まずはこの機会に、手元にある刀に登録証が付いているかどうか、確認しましょう。もし家の中から登録証の付いていない刀が出てきたら、迷わず所轄の警察署に届け出をしましょう。

真実に基づく届け出者に対して警察署の窓口は決して怖いものではありません。

発見届までの経緯を正直に申告すれば、親切に対応してくれます。

郷里の実家などで刀が発見された場合、年老いた両親に代わって自分の住んでい



この届け出をするのは、刀が出てきた家の世帯主が行うのが普通ですが、事情によって家族の方でもかまいません。

あつ！こんなところに刀があつた

発見届けをする際に必要なものは、まず発見された刀と印鑑です。発見したいきざつを速やかに説明すれば、警察署で発見届の書類を作ってくれますので、あ

重要なことは発見したそのままの状態
で、動かさずに電話することです。



刀が発見されるケースはいろいろありますが、特に多いのは、

- ① 建物を壊したときに屋根裏などから出てきた
- ② 引越などでは物を整理していたら、他の骨董品に混じって出てきた
- ③ 祖父の遺品を整理していたら、押し入れから出てきた
- ④ 前から刀のあることは聞いていたが、あらためて調べてみたら登録証が付いていなかったなどです。

刀を発見した旨を申告したら、不法所持で罰せられるのではないか、あるいは警察署で刀を没収されるのではないかなどとお悩みの方がいるかもしれません。

決してそのようなことはありません。真実に基づいて届け出られた刀が、理由もなく没取されることはありません。

しかし、虚偽の申告は認められません。

いよいよ登録証の交付

美術品として価値のある刀剣類の登録

は、都道府県の教育委員会が行うことになつていきます。発見届を行った警察署では、登録の審査日や会場などを教えてくれたり、案内書を用意してくれたりするので、聞いてみましょう。

都道府県によつては、審査日が三カ月に一度あるいは一カ月に一度というようにまちまちです。東京都では、毎月第二火曜日の午前十時から午後三時まで、新宿区の都庁第二庁舎十階で審査を行っています。

さあ、いよいよ登録審査です。

登録審査の際に必要なものは、発見された刀と、所轄の警察署で申請したときの発見届出済証、登録料（平成二十四年六月現在六千三百円）です。

登録審査日に本人がどうしても行けない場合、第三者に手続きを依頼することになりますが、それには委任状が必要となります。詳しくは都道府県教育委員会に確認をし、不備のないように心がけましょう。

発見届けまでの管轄は警察ですが、登

銃砲刀劍類登録証

[illegible]

登録に関するQ&A

録に関することや登録証の発行は都道府県の教育委員会が行っています。発見された刀に登録証が付くかどうかの具体的な審査は、登録審査委員が行います。

ほとんどの刀には銃砲刀剣類登録証が交付されますが、一部の刀については登録証が交付されないことがあります。その場合でも、すぐに没収になるということはありませんのでご安心ください。

登録証が交付されない刀の一例として、

戦前・戦中に製作された無鍛錬の軍刀があります。

ここで注意したいことは、軍刀拵に入っているからといって、中の刀も粗製の軍刀だと早合点しないことです。

外装は軍刀であっても、発見届を済ませて登録会場に刀を持っていくことです。判断をするのは、登録審査委員です。軍刀拵に入ったもので、思いがけない名刀であることもあるのです。

さあ、これで登録証が交付されました。これからは堂々と刀を保有できます。手入れを怠らず、家宝として大事に伝えていきたいものです。

なお、登録証はコピーするか、登録番号や発行年月日などを記載して、別に保存しておくことをお勧めします。万一、登録証を紛失してしまったら、再交付の申請をすることになりますが、その際に役立ちます。

Q 刀の登録証って何ですか？

A 一般に登録証と呼んでいます。正式な名称は「銃砲刀剣類登録証」です。この登録証はあくまで、「美術品若しくは骨とう品として価値のある火なわ銃

等の古式銃砲」または「美術品として

価値のある刀剣類」に対して交付されるもので、日本国政府が認めた刀や火銃銃の戸籍のようなものです。登録証の交付された刀は、美術品として価値

のあるものと認められたのですから、大切に保存しましょう（持つ人の資格が問われる猟銃などの「所持の許可」とは異なるものです）。

Q 登録の対象となる刀とは、どんなも

のですか？

A 武用または鑑賞用として、伝統的な製作方法によって鍛錬し、焼入れを施したものを「日本刀」と言い、刀剣類の登録は日本刀を対象としています。

太刀・刀・脇指・短刀のほか、剣・槍・薙刀・鉾などもこれに含まれます。

Q 登録の対象とならない刀剣とは、どんなものですか？

A 具体的に例示すると、次のような刀剣類です。

① 全体的にはなはだしい錆、傷、疲れなどのあるもの、または製作が著しく劣っているもの

② 昭和刀、満鉄刀、造兵刀などの名称で呼ばれる素延べ刀、半鍛錬刀、特殊鋼刀などであって、外見は日本刀に類似する刀剣であつても、日本刀としての製作工程を經ていないもの

③ 外国製刀剣類

Q 真つ赤に錆びた状態の刀でも、登録証は交付されるのですか？

A もちろん、登録証は交付されます。なお、刀の発見届けをするときは、

発見された状態のままで届け出をしなければなりません。従つて、発見届けが終了するまでは、どんなに錆びていても研磨や修理を施すことはできません。登録審査の際、美術品として価値

があるかどうか正確な判断ができない場合、「窓開け」と言つて一部分を研磨することがありますが、その決定は教育委員会や登録審査委員の指示に従うと良いでしょう。

Q 刀を購入したり、譲り受けたりする場合には、どのような手続きが必要ですか？

A 登録証の付いている刀は、登録を受けた人はもちろん、それを購入または

譲り受けることにより、誰でも所有

することができます。その際、不動産や自動車のような所有権移転などの手続きは不要ですが、その刀が登録されて

いる都道府県教育委員会宛に「銃砲刀剣類等所有者変更届」を提出しなければなりません。所定の用紙に登録証の記載事項や、元の所有者の住所・氏名、自分の住所・氏名、日付などを記入して押印し、郵送します。所有者変更届

出書は、当組合事務局や組合加盟の刀剣店にて差し上げています。なお、都道府県によつて手続きに若干の差異がありますので、詳しくは登録証を交付した教育委員会にお問い合わせください。

Q 新たに刀を手入れたとき、警察に届けなければならないのか？

A 登録証の交付されている刀は、都道府県教育委員会の委嘱を受けた登録審

古美術品輸出鑑査証明申請書

文化庁文化財部美術学芸課長 殿
平成 年 月 日

申請者 住所
(TEL)
氏名
(担当者)

古美術品輸出鑑査証明について (申請)

このことについて下記の輸出品目が、国宝・重要文化財の指定及び重要美術品等認定物件に該当しないことを証明願います。

1 仕 向 地 (受取人の住所・氏名記入)

2 輸出の事由

3 輸出品目 (番号は写真番号と同一のものとすること)

番 号 (登録番号)	名 称 (種 別)	作 者 (銘 文)	員 数 大 小 (反り、目くぎ穴)

(注1) 輸出品目が銃砲刀剣類所持等取締法第14条の規定により登録されたものである場合は登録証表面の記載事項を記入すること。

(注2) 有効期間は、発行の日から1年以内(但し、1回の輸出に限り有効)とする。

(注3) 通関手続の際には、本紙(原本)を税関に提出すること。

査委員が、美術品として価値があると認めたものですから、購入や譲り受けの際に警察に届け出たり、許可を受けたりする必要はありません。売却や譲渡の場合も同様です。

Q 刀を持ち運びする場合などに、登録証はどのようにしたらいいでしょうか？

A 刀剣類を携帯し、または運搬する者は、その刀剣類に係る登録証を常に携帯していなければなりません。刀と登録証を別々に保管していると、登録証の携帯をつい忘れたり、紛失してしまうこともあり得ますので、普段から一緒に保管しておくことをお勧めします。

Q 登録証に記載されている寸法と現物とに少し違いがあるのですが、どうしたらいいでしょうか？

A 登録証に寸法の測り違いや銘文の読み違い、あるいは記入漏れが見えされることがあります。間違いに気づいた

ときは、登録証を発行した都道府県教育委員会に速やかに連絡し、その指示に従うことをお勧めします。

Q 登録証を紛失してしまったのですが、どうしたらいいでしょうか？

A 登録証は刀とともに大切に保管することはもちろんですが、そのコピーを別途保管しておくことをお勧めします。万一紛失した場合は、速やかに発行元の都道府県教育委員会に届け出て、登録証の再交付を受けてください。登録番号などが確認できるもの限り、再交付が可能です。

Q 海外へ刀を持つていくことはできますか？ どうしたらいいですか？

A 国際化がますます進む中、さまざまな理由で刀を海外に持ち出す機会も増えていきます。飛行機に搭載したり、郵便で送付したりできるのだろうか心配の向きもあると思いますが、難し

いことはありません。ただし、事前手続きが必要ですよ。

文化庁に「古美術品輸出鑑査証明」の申請をし、その刀が国宝・重要文化財の指定または重要美術品等認定物件でないことを証明してもらわなくてはなりません。刀の写真などを添えて申請書を提出すると、約二週間後に証明書が交付されます。遠方の方は、郵送でも受け付けてもらえます。持ち出そうとする刀とこの証明書を税関に提出すると、持ち出しが可能になります。

なお、国によつては刀の持ち込みや輸出ができないことがありますので、ご注意ください。

「申請書の提出および問い合わせ先」
〒100-8959 東京都千代田区霞が関三二二 文化庁文化財部美術学芸課 ☎〇三二五三三二四 一内線二八八七

Q 海外から刀を持ち込むにはどうしたらいいでしょうか？

A 海外から刀を持ち込む場合は、到着地の空港警察に申告し、「持込許可証」を発行してもらいます。これが発見届出済書と同様の役目を果たします。後

に居住地の教育委員会で審査を受け、登録証を交付してもらいう手順は、国内で刀が発見された場合と同じです。ただし、美術品として価値ある日本刀以外のものを国内に持ち込むことはできません。

刀の真偽と価格評価について

刀剣の真偽

刀剣には作品自体に製作者の署名が残されているものと、製作時より署名がない、あるいは後世短くされたために銘がなくなってしまうものの二つがあり、銘のあるものは在銘、ないものは無銘と呼ばれています。

在銘の刀の真偽については、今日の進歩した鑑定学と豊富な資料に基づき、公益財団法人日本美術刀剣保存協会などい

くつかの機関が鑑定を実施していますので、その判定が真偽のよりどころとなっています。

また無銘のものには、安土桃山時代以降、本阿弥家などの鑑定家が作者を推考して折紙を発行したり、作者や流派を特定して茎(中心)に金象嵌銘・朱銘・金粉銘などを施した例が見られます。

これらの中には、尊重すべきものとそ

うでないと思われるものが混在しています。

在銘の刀と同様、信用のおける鑑定機関

審査に出してみることをお勧めします。

刀剣の価格評価

一般に「骨董品には価格があつてないようなものだ」とよく言われます。そのような骨董・古美術品の中でも、刀剣の価格は比較的安定していると言えます。

その理由は、前段で触れたように、權威ある機関の発行する指定書や鑑定書の

格付けが、真偽のほかに価格判定の重要な目安となっているからです。

真偽と美術的価値の程度、そしてそれらに比例する経済的価値が、添付されている鑑定書などによって大きく左右されるのが数十年來の刀剣価格評価の特徴で

あり、それによって刀剣の流通価格が成り立っているのが実情です。

従つて、このような価格評価の目安ともなる審査制度が行われていない他の骨董・古美術品に比べ、刀剣の価値判断は比較的容易であると言えるのです。

刀の売買・譲渡について

刀を買いいたい

刀は登録証が付いているものであれば、誰でも気軽に買い求めることができます。購入したからといって警察に届ける必要もなく、金庫などでの保管が義務づけられることはありません。

晴れてご自身の所有となった刀を手にとって鑑賞すると、博物館や美術館でガラス越しに見るのは全く違った印象がします。どうかじっくり堪能ください。ただし、刀を買い求めたり、譲り受け

たりした場合、一つだけやる必要があります。入手した日から二十日以内に、所有者変更届をする必要があります。決して難しい手続きではありません。もしこの届けを怠つたりすると、処罰の対象となりますので、必ず行いましょう(9ページ参照)。

なお、刀剣の売買では個人間の取引はなるべく避け、信用ある専門の刀剣商か



本阿弥光常の折紙

ら購入することをお勧めします。

なぜかと言いますと、刀剣は同じ作者の作品でも、出来の良しあしや保存状態

意しましょう。

などの理由で価格に相当の開きがあります。根拠の不確かな価格で取引した後、トラブルになることがままあるので、注

刀を売りたい

銃砲刀剣類登録証の交付された刀なら、自由に売却・譲渡・相続することができます。登録証が付いていない、いわゆる無登録の刀は売却や譲渡、相続ができま

せん。この状態の刀を取引すると、銃刀法違反で処罰の対象となりますので、登録証が付いていることを必ず確認しましょう。

前述のように、刀は一振一振、状態によって価格が異なります。売却する際は、独断や素人同士の判断に頼るのではなく、当組合または組合加盟の刀剣商に相談されることをお勧めします。

刀に関するQ&A

Q 刀はいくらぐらいから買えるのですか？

A 刀は一振一振異なり、作られた時代や製作地、流派などによって顕著な個性が表れるものです。そのために鑑定

も可能なのです。一概に価格の目安を示していくのですが、目的と予算に合わせ、まずは刀剣店などで情報収集してみることをお勧めします。初めてお求めになる方でも、単に安価であれば

いいというのではなく、美術品として長く持てるものや、財産価値のあるものを、予算に合わせてお探しになってはいかがでしょうか。

Q 錆びた刀でも売却することはできま

すか？

A その刀に登録証が付いていることが前提ですが、もちろん美術品として売ることが出来ます。しかし、錆の状態によって価格にかなりの開きがあると思われた方がいいでしょう。研いでも取り切れない錆であったり、研いでいるうちに傷や欠点が出たりする場合もあるからです。普段から手入れをしていると、刀の価値は変わらず後世に伝わりますが、持ち主の心がけ次第で、刀はたちまち駄目になってしまうのです。

Q 刀の研ぎは自分でできるものでしょうか？

A 素人の方が刀に砥石を当てるのは、絶対にしないでください。刀を研ぐのは専門の研師で、一人前になるには十年以上の修業が必要とされているからです。刀剣研磨の工程は下地研ぎ七

工程、仕上げ研ぎ八工程に分かれ、名刀の研磨ともなれば、一振に半月を要することもまれではありません。わずかな錆でも、素人が砥石を当ててしまつたら、取り返しがつかなくなります。当組合の賛助会員には研師や白銀師、鞘師などの刀職も多数おり、全国で活躍しています。ご用命の節は、組合加盟の刀剣商か組合までお問い合わせください。

Q 刀を修理・工作したいのですが、どこに依頼すればいいのでしょうか？

A 刀剣類の研磨や諸工作も、当組合加盟の刀剣商か組合に相談して下さることをお勧めします。実際に仕事を依頼するときに注意するのは、必ず預かり書をもらうことと、いくらくらいで仕上がるか、前もって予算を出してもらうことです。信用のある刀剣商であれば、工作しようとする刀剣に応じて、

それぞれの刀職を選んで予算を出してくれるでしょう。

Q 現代刀匠に刀を製作してもらうには、どうしたらいいですか？

A 現代刀匠は所定の修業を経た後、文化庁主催の作刀実地研修会を修了した者に与えられる国家資格です。刀匠の



団体である全日本刀匠会には現在、約二百名が加盟し、研鑽を積んでいます。現代刀匠に製作を依頼すると、好みの作風が求められる、所持銘などを切ってもらえる、初めての所有者になれるなど、古作では味わえないメリットもあります。

現代刀匠にどんな作品を製作してもらうか検討する際、まずは公益財団法人日本美術刀剣保存協会と公益財団法人日本刀文化振興協会がそれぞれ主催するコンクールや、全日本刀匠会の「お守り刀展覧会」などで各刀匠の得意の作風を確認してみましよう。コンクールですから、評価の情報も収集が可能です。

当組合の賛助会員にも多くの刀匠が参加しています。郷土の刀匠を紹介してほしい向きは、お問い合わせください。

Q 刀剣の評価鑑定が知りたいのですが？
A 評価鑑定のご相談なら、当組合にお気軽に連絡してみてください。ただし、電話でのお答えは不可能です。「〇〇と銘のある刀ですが、いくらぐらいですか」と電話で問い合わせる方が非常に多いのですが、この刀剣商でも答えはくれないでしょう。刀剣類の評価

Q 刀剣の鑑定書はどのようにして見ますか？
A 鑑定書は、刀剣商が鑑定した刀剣の銘、作者、保存状態、寸法、伝来などの要素が加味されて決まります。ですから、同じ作者でも一振一振評価は異なります。刀のほか、付属する外装、鑑定書などを持参して、当組合または組合加盟の刀剣商を訪ねてみてください。

Q 刀剣書によく刀の価格が表示されています、製作年代や製作者、その知名度、出来具合、保存状態、寸法、伝来などの要素が加味されて決まります。ですから、同じ作者でも一振一振評価は異なります。刀のほか、付属する外装、鑑定書などを持参して、当組合または組合加盟の刀剣商を訪ねてみてください。



お近くの組合加盟刀剣商に相談し、どの鑑定機関に申請するか決めたら、その刀剣商に手続きを委託するのもいいでしょう。鑑定機関によっては、審査

を終えて刀が返却されるまでに数カ月かかります。鑑定料は機関によって異なりますが、一万円から数万円です。

Q 刀に鑑定書を付けてもらいたいのですが、どこに申請すればいいのでしょうか？
A 刀剣の審査機関はいくつかあります。が、ほとんどが東京に所在しています。よく知られているのは公益財団法人日本美術刀剣保存協会です。審査は必ずしも毎月行われるわけではないので、



公益財団法人日本美術刀剣保存協会発行の鑑定書
〈特別保存刀剣〉

刀剣類に関する法律

銃砲刀剣類所持等取締法（抜粋）

平成二十三年六月二十二日改正

一、刀剣類の定義について

第二条第二項

この法律において「刀剣類」とは、刃渡り十五センチメートル以上の刀、やり及びなぎなた、刃渡り五・五センチメートル以上の剣、あいくち並びに四十五度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフ（刃渡り五・五センチメートル以下の飛出しナイフで、開刃した刃体をささと直線に固定させる装置を有せず、刃先が直線であつてみねの先端部が丸みを帯び、かつ、みねの上における切先から

直線で一センチメートルの点と切先とを結ぶ線が刃先の線に対して六十度以上の角度で交わるものを除く。）をいう。

二、登録について

第十四条

1 都道府県の教育委員会は、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。

2 銃砲又は刀剣類の所有者（所有者が明らかでない場合にあつては、現に所持する者。以下同じ。）で前項の登録を受けようとするものは、文部科学省

令で定める手続により、その住所の所在する都道府県の教育委員会に登録の申請をしなければならない。

3 第一項の登録は、登録審査委員の鑑定に基いてしなければならない。

4 都道府県の教育委員会は、第一項の規定による登録をした場合においては、速やかにその旨を登録を受けた銃砲又は刀剣類の所有者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

5 第一項の登録の方法、第三項の登録審査委員の任命及び職務、同項の鑑定の基準及び手続その他登録に関し必要な細目は、文部科学省令で定める。

三、登録証について

第十五条

1 都道府県の教育委員会は、前条第一項の登録をする場合においては、登録証を交付しなければならない。

2 登録証を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者は、登録証を亡失し、若しくは盗み取られ、又は登録証が滅失した場合においては、文部科学省令で定める手続により、速やかにその旨を当該登録の事務を行った都道府県の教育委員会に届け出てその再交付を受けなければならない。

3 登録証の様式及び再交付の手続は、文部科学省令で定める。

四、登録証の返納について

第十六条

1 登録を受けた銃砲又は刀剣類を所持

する者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合においては、速やかに登録証（第三号の場合にあつては、回復した登録証）を当該登録の事務を行った都道府県の教育委員会に返納しなければならない。

一、当該銃砲又は刀剣類を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれらが滅失した場合

二、本邦から輸出したため当該銃砲又は刀剣類を所持しないこととなつた場合

三、亡失し、又は盗み取られた登録証を回復した場合

2 都道府県の教育委員会は、前項第一号又は第二号の規定により登録証の返納を受けた場合には、速やかにその旨を登録証を返納した者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

五、登録を受けた銃砲又は刀剣類の譲受、相続、貸付又は保管の委託の届出等について

第十七条

1 登録を受けた銃砲又は刀剣類を譲り受け、若しくは相続により取得し、又はこれらの貸付け若しくは保管の委託をした者は、文部科学省令で定める手続により、二十日以内にその旨を当該登録の事務を行った都道府県の教育委員会に届け出なければならない。貸付け又は保管の委託をした当該銃砲又は刀剣類の返還を受けた場合においても、また同様とする。

2 登録を受けた銃砲又は刀剣類を試験、研究、研ま若しくは修理のため、又は公衆の観覧に供するため貸し付け、又は保管の委託をした場合においては、前項の規定にかかわらず、届出を要し

ない。

3 都道府県教育委員会は、第一項の届出を受理した場合においては、速やかにその旨を当該届出に係る銃砲又は刀剣類の所有者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

第十八条

1 登録を受けた銃砲又は刀剣類を譲り渡し、貸し付け、若しくはこれらの保管を委託し、又はこれらを他人をして運送させる者は、当該銃砲又は刀剣類の登録証とともにしなければならぬ。

2 登録を受けた銃砲又は刀剣類を譲り受け、借り受け、又はこれらの保管の委託を受ける者は、当該銃砲又は刀剣類の登録証とともにしなければならぬ。

3 何人も、当該銃砲又は刀剣類とともにする場合を除いては、登録証を譲り

渡し、又は譲り受けてはならない。

六、発見及び拾得の届け出について

第二十三条

銃砲又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、すみやかにその旨をもよりの警察署に届け出なければならない。

七、登録証の携帯等について

第二十四条第一項

銃砲又は刀剣類を携帯し、又は運搬する者は、当該銃砲又は刀剣類に係る許可証、年少射撃資格認定証又は登録証を常に携帯していなければならない。

銃砲刀剣類登録規則（抜粋）

平成十二年三月十五日改正

鑑定の基準について

第四条

1 火縄式銃砲等の古式銃砲の鑑定は、

日本製銃砲にあつてはおおむね慶応三年以前に製造されたもの、外国製銃砲にあつてはおおむね同以前に我が国に伝来したものであつて、次の各号のいずれかに該当するものであるか否かについて行うものとする。

一、火縄式、火打ち石式、管打ち式、紙薬包式又はピン打ち式（かに目式の銃砲で、形状、象嵌、彫り物等に

美しさが認められるもの又は資料として価値のあるもの

二、前号に掲げるものに準ずる銃砲で骨とう品として価値のあるもの（明治十九年以降実用に供せられている実包を使用できるものを除く。）

2 刀剣類の鑑定は、日本刀であつて、次の各号の一に該当するものであるか否かについて行なうものとする。

一、姿、鍛え、刃文、彫り物等に美し

さが認められ、又は各派の伝統的特色が明らかに示されているもの

二、銘文が資料として価値のあるもの

三、ゆい緒、伝来が史料価値のあるもの

四、前各号に掲げるものに準ずる刀剣類で、その外装が工芸品として価値のあるもの

刀剣類発見届取扱要領（要点）

昭和三十二年五月十七日

警察庁乙刑第七号

① 刀剣類を発見して登録を受けようとするときは、刀剣類発見届に必要な事項を記入の上、刀剣類とともに最寄りの警察署に届ける。

② 警察署では、発見届出人の記載した事項に誤りがないと認められるときは、刀剣類発見届出済証を交付し、物件は

届出人に返還する。この場合、警察署において一時預かりすることはとかく誤解を生じることになるので、必要やむを得ないとき以外は、警察署で保管しないこととしている。

③ 発見届出を受理した警察署では、「刀

剣類登録希望者通知書」を各警察本部を通じて都道府県教育委員会に送付する。

④ 教育委員会は届出人に対して登録審査日を通ずる。

⑤ 届出人は、登録申請書に「刀剣類発



見届出済み証」を添えて教育委員会に登録の申請をする。

(中島治康『銃砲刀剣類等の取締り』警察時報社より)

刀剣類に関する罰則(抜粋)

次のような行為は処罰の対象となりますので、厳重注意を願います。

- ① 銃砲又は刀剣類の不法所持
- ② 偽りの方法により登録を受けること
- ③ 許可又は登録を受けた銃砲又は刀剣類の携帯又は運搬制限に違反すること
- ④ 登録を受けた銃砲又は刀剣類の譲受け、相続、貸付け又は保管の委託の届出義務に違反すること
- ⑤ 登録を受けた銃砲又は刀剣類を譲渡(譲受け)、貸付け(借受け)、保管の委託の際における登録証とともにする義務に違反すること
- ⑥ 許可申請書又は添付書類に虚偽の記

載をすること

- ⑦ 登録証の再交付が必要な場合の届出義務に違反すること
- ⑧ 登録証を不法に譲渡し、又は譲受け

ること

- ⑨ 銃砲又は刀剣類の発見又は拾得の届出義務に違反すること、その他



イラスト / 野々垣 有紀

あとがき

けん銃やナイフを使った事件が起こる度に、新聞やテレビで「銃刀法違反」が報道されます。刀剣はこれらの違法な武器とは何ら関係がないのですが、銃刀法すなわち「銃砲刀剣類所持等取締法」で銃砲刀剣類の一括した名称で取り扱われるため、日本の貴重な文化財である刀剣が大きな誤解と迷惑を被っています。

一般の方々にとっては、都道府県教育委員会の委嘱する専門の登録審査委員がもつぱらその美術的価値(物的欠格事由)によって登録の可否を決定する刀剣と、都道府県公安委員会が主に人的欠格事由を基準として所持許可を与えている猟銃などの区別がつきにくいのは、やむを得ないことかもしれません。誠に残念であります。

警察庁所管の全国刀剣商業協同組合が、刀剣関係の諸法規を守り、警察行政に協力することは当然のことですが、さらに一歩進んで、一般の方にも正しい刀の法律知識を持っていただき、刀に対する理解をより深め、銃砲刀剣類の所持等に関わる違反や事故を極力減少させ、ひいては刀剣に携わる人々への社会的認知度を高めようというのが、本書の当初からの目的です。

平成三年、警察庁の編集協力の下、初版が誕生し、以来、累計約五万部を数え、それなりの役割を果たしてきましたが、その間に法律の改正や世情の変化もあり、それに対応する改訂の必要を痛感しております。

この度お届けしますのは、全面改訂版であります。今後とも皆さまのご意見を拝聴しつつ研究を重ね、より正確でわかりやすく、かつ役に立つものを目指してまいります。皆さま方の温かいご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

全国刀剣商業協同組合

都道府県教育委員会連絡先一覧(銃砲刀剣類担当)

(平成25年5月1日現在)

都道府県名	担当部署名	郵便番号	住所	電話番号(代表)
北海道	北海道教育委員会 生涯学習推進局 文化財・博物館課	060-8544	北海道札幌市中央区北3条西7	011-231-4111
青森県	青森県教育庁 文化財保護課	030-8540	青森県青森市新町2丁目3-1	017-722-1111
岩手県	岩手県教育委員会 生涯学習文化課	020-8570	岩手県盛岡市内丸10-1	019-651-3111
宮城県	宮城県教育委員会 文化財保護課	980-8423	宮城県仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-3682
秋田県	秋田県教育庁 生涯学習課 文化財保護室	010-8580	秋田県秋田市山王3-1-1	018-860-1111
山形県	山形県教育庁 文化財・生涯学習課	990-8570	山形県山形市松波2丁目8番1号	023-630-2211
福島県	福島県教育庁 文化財課	960-8688	福島県福島市杉妻町2番16号	024-521-1111
茨城県	茨城県教育庁 文化課	310-8588	茨城県水戸市笠原町978番6	029-301-1111
栃木県	栃木県教育委員会 文化財課	320-8501	栃木県宇都宮市塙田1-1-20	028-623-2323
群馬県	群馬県教育委員会 文化財保護課	371-8570	群馬県前橋市大手町1丁目1番1号	027-223-1111
埼玉県	埼玉県教育局 市町村支援部 生涯学習文化財課	330-9301	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-6915
千葉県	千葉県教育庁 教育振興部 文化財課	260-8662	千葉県千葉市中央区市場町1-1	043-223-2110
東京都	東京都教育庁 地域教育支援部 管理課	163-8001	東京都新宿区西新宿2-8-1	03-5321-1111
神奈川県	神奈川県教育委員会 教育局 生涯学習部 文化遺産課	231-8509	神奈川県横浜市中区日本大通33	045-210-1111
新潟県	新潟県教育庁 文化行政課	950-8570	新潟県新潟市中央区新光町4番地1	025-285-5511
富山県	富山県教育委員会 生涯学習・文化財室 文化財班	930-8501	富山県富山市新総曲輪1-7	076-431-4111
石川県	石川県教育委員会 文化財課	920-8575	石川県金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1111
福井県	福井県教育委員会 生涯学習・文化財課	910-8580	福井県福井市大手3丁目17-1	0776-21-1111
山梨県	山梨県教育委員会 学術文化財課	400-8504	山梨県甲府市丸の内1-6-1	055-237-1111
長野県	長野県教育委員会 文化財・生涯学習課	380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下692-2	026-232-0111
岐阜県	岐阜県教育委員会 社会教育文化課	500-8570	岐阜県岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1111
静岡県	静岡県教育委員会 文化財保護課	420-8601	静岡県静岡市葵区追手町9番6号	054-221-2554
愛知県	愛知県教育委員会 生涯学習課 文化財保護室	460-8534	愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1-2	052-961-2111

都道府県名	担当部署名	郵便番号	住所	電話番号(代表)
三重県	三重県教育委員会 社会教育・文化財保護課	514-8570	三重県津市広明町13	059-224-3070
滋賀県	滋賀県教育委員会 文化財保護課	520-8577	滋賀県大津市京町4丁目1-1	077-528-3993
京都府	京都府教育庁 指導部 文化財保護課	602-8570	京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-451-8111
大阪府	大阪府教育委員会 文化財保護課	559-8555	大阪府大阪市住之江区南港北1丁目14-16	06-6941-0351
兵庫県	兵庫県教育委員会 文化財課	650-8567	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1	078-341-7711
奈良県	奈良県教育委員会 文化財保存課	630-8502	奈良県奈良市登大路町30番地	0742-22-1101
和歌山県	和歌山県教育委員会 文化遺産課	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1-1	073-432-4111
鳥取県	鳥取県教育委員会 文化財課	680-8570	鳥取県鳥取市東町1丁目271番地	0857-26-7111
島根県	島根県教育庁 文化財課	690-8502	島根県松江市殿町1番地	0852-22-5111
岡山県	岡山県教育庁 文化財課	700-8570	岡山県岡山市北区内山下2-4-6	086-224-2111
広島県	広島県教育委員会 管理部 文化財課	730-8514	広島県広島市中区基町9-42	082-228-2111
山口県	山口県教育庁 社会教育・文化財課	753-8501	山口県山口市滝町1番1号	083-933-3111
徳島県	徳島県教育委員会 教育文化政策課	770-8570	徳島県徳島市万代1-1	088-621-2500
香川県	香川県教育委員会 生涯学習・文化財課	760-8582	香川県高松市天神前6番1号	087-831-1111
愛媛県	愛媛県教育委員会 管理部 文化財保護課	790-8570	愛媛県松山市一番町4丁目4番地2	089-941-2111
高知県	高知県教育委員会 文化財課	780-0850	高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号	088-823-1111
福岡県	福岡県教育委員会 文化財保護課	812-8575	福岡県福岡市博多区東公園7番7号	092-651-1111
佐賀県	佐賀県教育庁 文化財課	840-8570	佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号	0952-24-2111
長崎県	長崎県教育委員会 学芸文化課	850-8570	長崎県長崎市江戸町2-13	095-824-1111
熊本県	熊本県教育庁 教育総務局 文化課	862-8609	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-383-1111
大分県	大分県教育庁 文化課	870-8503	大分県大分市府内3丁目10番1号	097-536-1111
宮崎県	宮崎県教育委員会 文化財課	880-8502	宮崎県宮崎市橘通東1丁目9番10号	0985-26-7111
鹿児島県	鹿児島県教育庁 文化財課	890-8577	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
沖縄県	沖縄県教育委員会 文化財課	900-8571	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号	098-866-2333



やさしいかたな <付>刀に関する法律のQ&A
編集協力／警察庁

平成 3 年 11 月 20 日	初 版	第 1 刷発行
平成 6 年 8 月 25 日	初 版	第 2 刷発行
平成 18 年 2 月 25 日	第 2 版	第 1 刷発行
平成 25 年 10 月 25 日	第 3 版	第 1 刷発行

発行人 深海 信彦

編 集 『やさしいかたな』編集委員会

発行所 全国刀剣商業協同組合

〒 169-0072 東京都新宿区大久保2-18-10 新宿スカイプラザ 1302

TEL:03(3205)0601 FAX:03(3205)0089

<http://www.zentosho.com>

印 刷／イデセールスプロモーションズ㈱

